

◎佐賀県条例第34号

旅館業に関する条例の一部を改正する条例

旅館業に関する条例（昭和33年佐賀県条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、旅館業法（昭和23年法律第138号。以下「法」という。）第3条第3項第3号（<u>法第3条の2第2項及び第3条の3第3項</u>において準用する場合を含む。）に規定する施設、<u>法第3条第4項（法第3条の2第2項及び第3条の3第3項</u>において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により知事が意見を求める者、法第4条第2項に規定する宿泊者の衛生に必要な措置の基準、<u>法第5条第3号</u>に規定する宿泊を拒むことができる事由等について定めるとともに、法第3条第1項の許可の基準等について定めるものとする。</p> <p>(社会教育施設等の指定)</p> <p>第2条 <u>法第3条第3項第3号（法第3条の2第2項及び第3条の3第3項</u>において準用する場合を含む。）に規定する社会教育法（昭和24年法律第207号）第2条に規定する社会教育に関する施設その他の施設で、<u>法第3条第3項第1号及び第2号</u>に掲げる施設に類するものは、次の各号に掲げる施設とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(知事が意見を求める者の指定)</p> <p>第3条 知事が法第3条第4項の規定により、前条各号に掲げる施設（以下「社会教育施設等」という。）の敷地（これらの用に供するものとして決定した土地を含む。）の周囲おおむね100メートル</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、旅館業法（昭和23年法律第138号。以下「法」という。）第3条第3項第3号（<u>法第3条の2第2項、第3条の3第2項及び第3条の4第3項</u>において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する施設、<u>法第3条第4項（法第3条の2第2項、第3条の3第2項及び第3条の4第3項</u>において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により知事が意見を求める者、<u>法第4条第2項に規定する宿泊者の衛生に必要な措置の基準、法第5条第1項第4号</u>に規定する宿泊を拒むことができる事由等について定めるとともに、法第3条第1項の許可の基準等について定めるものとする。</p> <p>(社会教育施設等の指定)</p> <p>第2条 <u>法第3条第3項第3号</u>に規定する社会教育法（昭和24年法律第207号）第2条に規定する社会教育に関する施設その他の施設で、<u>法第3条第3項第1号及び第2号</u>に掲げる施設に類するものは、次の各号に掲げる施設とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(知事が意見を求める者の指定)</p> <p>第3条 知事が法第3条第4項の規定により、前条各号に掲げる施設（以下「社会教育施設等」という。）の敷地（これらの用に供するものとして決定した土地を含む。）の周囲おおむね100メートル</p>

改正前	改正後
<p>ルの区域内の施設につき法第3条第1項の許可又は法第3条の2第1項若しくは法第3条の3第1項の承認を与える場合に、あらかじめ、その施設の設置によって社会教育施設等の清純な施設環境が著しく害されるおそれがないかどうかについて意見を求める者は、次の各号に掲げる社会教育施設等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。</p> <p>(1)～(4) 略 (宿泊を拒むことができる事由)</p> <p>第13条 法第5条第3号の規定による宿泊を拒むことができる事由は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略 (準用)</p> <p>第15条の3</p> <p>前条の規定は、<u>法第3条の2第1項の承認</u>について準用する。この場合において、前条各号列記以外の部分中「<u>法第3条第2項</u>」とあるのは「<u>法第3条の2第2項の規定により準用する法第3条第2項</u>」と、「申請者」とあるのは「<u>合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該旅館業を承継する法人</u>」と、「<u>法第3条第1項の許可</u>」とあるのは「<u>法第3条の2第1項の承認</u>」と、同条第6号中「役員等（法人にあっては役員、支配人、営業所長その他これらと同等以上の支配力を有する者、法人格を有しない団体にあっては代表者及びこれと同等以上</p>	<p>ルの区域内の施設につき法第3条第1項の許可又は法第3条の2第1項、法第3条の3第1項若しくは法第3条の4第1項の承認を与える場合に、あらかじめ、その施設の設置によって社会教育施設等の清純な施設環境が著しく害されるおそれがないかどうかについて意見を求める者は、次の各号に掲げる社会教育施設等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。</p> <p>(1)～(4) 略 (宿泊を拒むことができる事由)</p> <p>第13条 法第5条第1項第4号の規定による宿泊を拒むことができる事由は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略 (準用)</p> <p>第15条の3 前条の規定は、<u>法第3条の2第1項の承認</u>について準用する。この場合において、前条各号列記以外の部分中「<u>法第3条第2項</u>」とあるのは「<u>法第3条の2第2項の規定により準用する法第3条第2項</u>」と、「申請者」とあるのは「<u>譲受人</u>」と、「<u>法第3条第1項の許可</u>」とあるのは「<u>法第3条の2第1項の承認</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>2 前条の規定は、<u>法第3条の3第1項の承認</u>について準用する。この場合において、前条各号列記以外の部分中「<u>法第3条第2項</u>」とあるのは「<u>法第3条の3第2項の規定により準用する法第3条第2項</u>」と、「申請者」とあるのは「<u>合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該旅館業を承継する法人</u>」と、「<u>法第3条第1項の許可</u>」とあるのは「<u>法第3条の3第1項の承認</u>」と、同条第6号中「役員等（法人にあっては役員、支配人、営業所長その他これらと同等以上の支配力を有する者、法人格を有しない団体にあっては代表者及びこれと同等以上</p>

改正前	改正後																		
<p>の支配力を有する者、個人（営業を営む者に限る。以下同じ。） にあつては当該個人以外の者で営業所を代表するものをいう。） に第2号から第5号までに掲げる者がいる法人その他の団体又は 個人」とあるのは「役員等（役員、支配人、営業所長その他これ らと同等以上の支配力を有する者をいう。）に第2号から第5号 までに掲げる者がいる法人」と、同条第7号中「法人その他の団 体又は個人」とあるのは「法人」と読み替えるものとする。</p> <p>2 前条の規定は、<u>法第3条の3第1項</u>の承認について準用する。 この場合において、前条各号列記以外の部分中「<u>法第3条第2項</u>」 とあるのは「<u>法第3条の3第3項</u>の規定により準用する法第3条 第2項」と、「<u>法第3条第1項の許可</u>」とあるのは「<u>法第3条の 3第1項の承認</u>」と読み替えるものとする。 （手数料）</p> <p>第16条 次の表の各号の左欄に掲げる者は、当該各号の中欄に掲げ る手数料について、当該各号の右欄に掲げる額を、当該許可等の 申請の際県に納付しなければならない。</p>	<p>の支配力を有する者、個人（営業を営む者に限る。以下同じ。） にあつては当該個人以外の者で営業所を代表するものをいう。） に第2号から第5号までに掲げる者がいる法人その他の団体又は 個人」とあるのは「役員等（役員、支配人、営業所長その他これ らと同等以上の支配力を有する者をいう。）に第2号から第5号 までに掲げる者がいる法人」と、同条第7号中「法人その他の団 体又は個人」とあるのは「法人」と読み替えるものとする。</p> <p>3 前条の規定は、<u>法第3条の4第1項</u>の承認について準用する。 この場合において、前条各号列記以外の部分中「<u>法第3条第2項</u>」 とあるのは「<u>法第3条の4第3項</u>の規定により準用する法第3条 第2項」と、「<u>法第3条第1項の許可</u>」とあるのは「<u>法第3条の 4第1項の承認</u>」と読み替えるものとする。 （手数料）</p> <p>第16条 次の表の各号の左欄に掲げる者は、当該各号の中欄に掲げ る手数料について、当該各号の右欄に掲げる額を、当該許可等の 申請の際県に納付しなければならない。</p>																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="248 936 539 983">納付義務者</th> <th data-bbox="544 936 777 983">手数料</th> <th data-bbox="781 936 1097 983">額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" data-bbox="248 986 1097 1034">略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="248 1037 539 1377">2 法第3条の2第 1項又は第3条の 3第1項の規定に よる旅館業の営業 の許可を受けた地 位の承継の承認を 受けようとする者</td> <td data-bbox="544 1037 777 1377">略</td> <td data-bbox="781 1037 1097 1377"></td> </tr> </tbody> </table>	納付義務者	手数料	額	略			2 法第3条の2第 1項又は第3条の 3第1項の規定に よる旅館業の営業 の許可を受けた地 位の承継の承認を 受けようとする者	略		<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1171 936 1462 983">納付義務者</th> <th data-bbox="1467 936 1700 983">手数料</th> <th data-bbox="1704 936 2016 983">額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" data-bbox="1171 986 2016 1034">略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1171 1037 1462 1377">2 法第3条の2第 1項、第3条の3 第1項又は第3条 の4第1項の規定 による旅館業の営 業の許可を受けた 地位の承継の承認 を受けようとする</td> <td data-bbox="1467 1037 1700 1377">略</td> <td data-bbox="1704 1037 2016 1377"></td> </tr> </tbody> </table>	納付義務者	手数料	額	略			2 法第3条の2第 1項、第3条の3 第1項又は第3条 の4第1項の規定 による旅館業の営 業の許可を受けた 地位の承継の承認 を受けようとする	略	
納付義務者	手数料	額																	
略																			
2 法第3条の2第 1項又は第3条の 3第1項の規定に よる旅館業の営業 の許可を受けた地 位の承継の承認を 受けようとする者	略																		
納付義務者	手数料	額																	
略																			
2 法第3条の2第 1項、第3条の3 第1項又は第3条 の4第1項の規定 による旅館業の営 業の許可を受けた 地位の承継の承認 を受けようとする	略																		

改正前		改正後	
		者	
2 略		2 略	

附 則

この条例は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号）の施行の日から施行する。